

山梨県留置施設視察委員会の留置業務管理者に対する意見及び措置について

山梨県留置施設視察委員会は、令和7年6月1日から令和8年5月31日の間に、2回の委員会を開催するとともに、6か所の留置施設を視察し、留置業務管理者に対して下記の意見を述べた。

その意見及びこれに対する措置結果の概要は下記のとおりであるので、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第23条に基づきこれを公表する。

記

- 1 会議開催数
2回
- 2 視察施設数
6施設
- 3 留置業務管理者に対する意見
 - (1) 管理運営に関する事項 1件
 - (2) 被留置者の処遇に関する事項 1件

	項目	意見	措置
1	管理運営	留置担当官のモチベーション維持やメンタルヘルスケアの観点から、休暇取得への配慮や希望部署への配置等を推進していただきたい。	積極的かつ計画的な休暇取得の促進や任用期間終了後における希望部署への配置、積極的な賞揚等の士気高揚施策を推進している。
2	処遇	留置施設に備え付けられている書籍を充実させていただきたい。	外国語の書籍も含め、書籍の充実化を図った。